

小規模建設工事補助 ④

町内会などの団体が、市道・河川・赤線(里道)・青線(水路)を新設、改良、修繕、または災害復旧工事を施工する場合、助成金を支給します。

条件 次の要件を全て満たす工事
 ①公益性があり、地区の合意がなされている ②用地、隣接および利害関係人の同意がある ③傷害保険などへの加入など安全施工への配慮がなされている ④災害復旧工事の場合で、国や県の補助事業の対象とならない

補助率・限度額 工事に要する経費の90%以内、上限80万円。災害復旧工事の場合は90%以内、または160万円以下



生活道整備事業補助 ⑧

私道の整備に対して助成金を支給します。

条件 次の要件を全て満たす整備事業
 ①道路の一端が公道に接している ②道路の幅員が2.0m以上 ③道路が築造後5年以上経過している ④工事完成後5年以内に掘削する計画がない ⑤道路の土地所有者と受益関係者が市税を完納している

対象事業 ①舗装・側溝・土留擁壁整備 ②公共災害の規定に準ずる災害復旧工事

補助率・限度額 申請額、または国が定める土木工事標準積算基準書に基づき算出した額のいずれか少ない額 ①の事業：50%以内、上限50万円 ②の事業：50%以内、上限100万円



道路維持管理作業報奨金 ⑨

地域の道路(市道、農道および林道のうち、市道に準じる生活道路としてあらかじめ市長が指定したもの)の維持管理作業に対して報奨金を交付します。市道の法面などの草刈りでお困りの場合はご相談ください。

対象団体 町内会およびこれに準じるものとしてあらかじめ市長が指定した団体

対象作業 町内会などの団体が次の作業を年2回以上実施すること
 ①道路の路肩(概ね1m程度の幅)の雑草、雑木などの刈り払い ②道路上のごみ、転石などの除去および路面の清掃 ③道路側溝の堆積土および落葉、ごみなどの撤去
交付額 作業を実施した道路の延長100m当たり1500円
必要書類 作業終了ごとに実施報告書と作業状況写真の提出が必要です。



小規模土地改良工事助成 ⑩

農地および農業用施設(農道・水路・頭首工・ため池)の小規模な災害復旧工事などに対し、助成金や材料の支給を行います。

対象事業および対象経費		助成額
農地の災害復旧(土砂撤去のみ)	○災害雨量があった地区内で、対象経費が40万円以下 ○補助災害採択後、復旧までに相当期間かかる場合に営農の支障となっている部分の応急修繕 対象経費 車両機械のリース料、回送費、保険料	対象経費の90%(上限36万円)
農業用施設(農道・水路・頭首工・ため池)の維持管理、改良、災害復旧	○対象経費が40万円以下 ○2戸以上の利用があること(災害復旧は1戸以上で可) 対象経費 車両機械のリース料、回送費、保険料、原材料費	

※小規模建設工事補助、生活道整備事業補助、小規模土地改良工事助成は、着工前に申請書および添付書類を提出してください。各種補助事業に関する申請書は建設課(④⑧⑨)、西部土木事務所、各地域局(共に④⑧⑨⑩)、農林課(⑩)に備えてあるほか、市ウェブサイトからダウンロードできます。対象要件など詳しくはお問い合わせください。

国建設課 ☎21・1204 / 農林課 ☎21・0222 / 西部土木事務所 ☎45・4510

短歌

最高のプレゼントだと語る息子 生まれきた子を思う息子よ

池田利恵子さん(落合町阿部)